

第1回地域包括支援センター運営部会次第

日時：令和元年8月19日（月）

第1回介護保険運営協議会終了後

場所：三条市役所第二庁舎 301 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 協議事項

ア 部会長及び部会長職務代理者の選任について

イ 令和元年度 地域包括支援センター運営部会の審議計画（案）について

… 資料1

ウ 介護予防ケアマネジメント等の委託について

… 資料2

(2) 報告事項

ア 平成30年度 地域包括支援センターの事業評価について … 資料3

イ 平成30年度 地域包括支援センターの事業報告・収支決算について

… 資料4

3 その他

4 閉 会

令和元年度 地域包括支援センター運営部会の審議計画(案)について

	開催日	議題及び主な報告事項
第1回	令和元年 8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び部会長職務代理者の選任について ・令和元年度 地域包括支援センター運営部会の審議計画（案）について ・介護予防ケアマネジメント等の委託について ・平成30年度 地域包括支援センターの事業報告・収支決算について ・平成30年度 地域包括支援センターの事業評価について
第2回	令和2年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント等の委託について ・令和元年度 地域包括支援センターの実施状況について ・令和2年度 地域包括支援センターの運営方針（案）について ・令和2年度 地域包括支援センターの事業計画・収支予算（案）について

【参考】地域包括支援センター運営部会の主な審議事項

ア 地域包括支援センター設置に関すること

担当圏域の設定、センターの設置・変更・廃止、委託先法人の選定・変更、委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業実施状況、センターが介護予防ケアマネジメント等の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の承認 等

イ 地域包括支援センターが行う業務に関すること

センターの運営方針、事業評価等運営状況、センターの職員体制 等

介護予防ケアマネジメント等の委託について

1 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントとは、要支援認定者や総合事業対象者に対し、ケアプランの作成等により適切にサービスを受けられるように支援する業務です。利用者の介護予防や自立支援を目的に、その方の心身の状況や置かれている環境などの様々な状況に応じて、利用者本人の選択などに基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

2 介護予防ケアマネジメント等の委託の承認について

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント等の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができます。

委託する場合でも、地域包括支援センターがアセスメントに関与し、居宅介護支援事業所が作成したケアプランの確認を必ず行い、必要に応じてサービス担当者会議や評価訪問に同行します。

介護予防ケアマネジメント等の委託事業所として、下記事業所に新規に委託しました。

担当包括	事業所名	住所	法人名	委託の理由
嵐北	はあとふるあたご居宅介護支援センター三条	三条市北潟甲282番地1	株式会社はあとふるあたご	担当ケアマネジャーの所属先事業所の変更に伴い、本人、家族が引き続き同じケアマネジャーの支援を希望したため
嵐南・東	居宅介護支援事業所ときわ燕	燕市上児木390番地	社会福祉法人 行雲	
栄	ケアプランセンターさんじょう社協	三条市東本成寺 2 番 1 号	三条市社会福祉協議会	本人、家族が希望したため
栄	有限会社ここにこけあ	三条市西潟 3 番25号	有限会社ここにこけあ	要介護認定の更新により要介護から要支援となったが、本人、家族が引き続き同じケアマネジャーの支援を希望したため
下田	さくらメディカル株式会社県央居宅介護支援事業所	三条市本町四丁目 6 番 34号センチュリービル 1 階	さくらメディカル株式会社	
下田	介護センターさかえの里	三条市福島新田丁1481番地 1	社会福祉法人さかえ福祉会	

平成30年度 地域包括支援センターの 事業評価について

三条市福祉保健部高齢介護課

1 平成30年度地域包括支援センターの事業評価の概要

(1) 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、**人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センター業務の受託者が事業の質の向上に必要な改善を図っていくことで、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させる**ことを目的とする。

(2) 評価の基準

ア 国通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（平成31年4月22日老振発0704第1号）で示された評価指標に基づき評価

《評価指標》

- 組織・運営体制等（適切に運営する体制、圏域の現状・ニーズに応じた取組、職員体制、相談体制、個人情報管理、利用者満足度の向上）
- 個別業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務）
- 業務連携（在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援、生活支援体制整備）

イ 「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」及び「平成30年度地域包括支援センター運営方針」に基づき、業務を適切に実施しているか評価

《評価指標》

平成30年度地域包括支援センターの事業報告（資料4）のとおりに評価

ウ 公平性・中立性を確保するため、センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業所が提供するサービスに偏りがないか等について評価

《評価基準》

訪問型サービス、通所型サービス、福祉用具貸与において特定の法人の事業所の紹介率が80%を超えていないこと※
（※「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号）の第83号の基準に準ずるもの。）

2 平成30年度地域包括支援センターの事業評価の結果

(1) 組織・運営体制等

ア 組織・運営体制（適切に運営する体制、圏域の現状・ニーズに応じた取組、職員体制、相談体制の周知）

良い点・工夫している点

- 市の運営方針の内容に沿い、全センターで事業計画を策定している。
- 2か月に1回の地域包括ケアシステム構築に関わる実務者連絡会に、ほぼ全ての職員が出席し、情報共有を図っている。
- 県主催の研修等へ積極的に参加しているほか、法人内でも研修が行われている。
- 職員の顔写真入りパンフレットを作成し、スーパー、医療機関、金融機関、薬局等に配布したり、実施している事業等の様子を紹介するリーフレットを作成し、ケア会議等で配布している。

改善すべき点

- 民生委員からの相談や地域ケア会議、地域のサロン等での啓発講座等で担当圏域の現状・ニーズを把握し、地域ケア会議の内容等に反映しているが、センターの取組における重点活動の設定において、ニーズ等に基づいた設定ができるよう市と連携して検討する必要がある。
- 夜間・早朝、平日以外におけるセンター職員への連絡体制は整っているが、24時間対応であることを周知していないセンターもある。

イ 個人情報の管理

良い点・工夫している点

- 全センターで個人情報保護に関するマニュアル等が整備されている。
- 個人情報の持出は必要最低限しか行っておらず、一部センターでは、利用者宅を訪問する場合でも、個人ファイル等は持ち出さず、情報を記憶して訪問している。

改善すべき点

- 一部センターで、個人情報漏えいした場合の対応等について、全職員への周知が不十分であった。
- 一部センターで、業務負担の軽減のため、他事業所から個人情報を含む実績データをもらうために外部媒体（USB）を使用していた。外部媒体の持出は、個人情報の漏えいの恐れがあるため、適切な使用方法について徹底する必要がある。

2 平成30年度地域包括支援センターの事業評価の結果

ウ 利用者満足度の向上

良い点・工夫している点

- ・ 全センターで、利用者からの苦情内容等を記録する体制が整備されている。
- ・ 介護サービスに関する相談について、サービス事業所への苦情やサービスの給付に関する相談等は、担当係に報告・協議されている。
- ・ 全センターで、相談者のプライバシーが確保されるよう相談室、相談ブースが設けられている。

改善すべき点

- ・ 市へ相談に来られた方を、センターに紹介することがあるが、市から担当のセンターに連絡がなく、相談者は相談内容を重複して伝えなければならなかった。市からセンターへの連絡体制を徹底する必要がある。

(2) 個別業務

ア 総合相談支援業務

良い点・工夫している点

- ・ 全センターで、相談内容を記録して市と共有する仕組みができており、センターが対応困難な相談事例等については、市へ支援を要請し、市と連携しながら対応している。
- ・ 一部センターでは、担当圏域の地図に一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の情報をマッピングし、管理している。

イ 権利擁護業務

良い点・工夫している点

- ・ 全センターで、成年後見制度の市長申立てや高齢者虐待において、市と連携しながら適切に対応している。
- ・ 高齢者虐待の通報に関する周知が進み、ケアマネジャー等からの通報が増えている。

改善すべき点

- ・ 消費者被害に関する情報を得た場合に、啓発講座で市民に啓発等はしていたが、民生委員等への情報提供はしていなかった。各地区の民生委員児童委員協議会の定例会や地域ケア会議等において、情報提供を行っていく必要がある。

2 平成30年度地域包括支援センターの事業評価の結果

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

良い点・工夫している点

- 一部センターで、圏域内の多職種を集め事例検討会を実施している。新人のケアマネジャーから事例提供をしてもらい、ケアマネジャーの育成に努めている。また、施設のケアマネジャーも参加することで、ネットワークづくりにもつながっている。
- 一部センターで、今年度から居宅介護事業所を訪問し、情報交換と連携体制の整備に努めている。
- ケアマネジャーのニーズや課題に基づき、困難事例等の個別ケア会議を開催し、多職種で対応策を検討している。

改善すべき点

- 介護支援専門員連絡会等の他機関が主催する事例検討会等に参加しているが、ケアマネジャーを対象とした研修会・事例検討会等の開催計画は策定していない。介護支援専門員連絡会と連携し、研修会や事例検討の開催を検討する必要がある。
- ケアマネジャーが円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の啓発が必要である。介護予防普及啓発講座の際に、介護保険サービスは自立支援を理念に行われていることを啓発していく必要がある。

エ 地域ケア会議

良い点・工夫している点

- 圏域のニーズや現状に応じて、民生委員や自治会長等の地域の関係者も参集して地域ケア会議を開催している。また、ケアマネジャーの困難事例に対して、多職種を参集した個別ケア会議を開催している。

改善すべき点

- 地域ケア会議において、地域課題を把握、検討する必要があるが、地域課題を把握する会議の運営が困難である。個別ケースの検討を行う個別ケア会議等で個人の課題を一般化し、地域課題の検討ができるよう、市と連携しながら会議の運営方法の見直しが必要である。
- 個別ケア会議では、困難事例の検討が行われているが、支援の内容が自立支援・重度化防止等につながるよう意識して検討する必要がある。また、困難事例以外の個別事例も自立支援等の視点から多職種と検討する個別ケア会議の開催が必要である。

2 平成30年度地域包括支援センターの事業評価の結果

オ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務

良い点・工夫している点

- 介護予防ケアマネジメント業務等を委託しているケアマネジャーに対して、全てのケアプランのチェックを行い、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントになるよう助言している。
- 全センターで、センターが作成するケアプランには、サロンや配食サービス等の多様な地域の社会資源を位置付けるように意識している。

改善すべき点

- ケアプランの作成の際には、利用者が自ら目標とする生活に向かって行動できるような、具体的な目標を設定するようにしているが、市から利用者のセルフマネジメントの支援の手法が示されておらず、検討が必要である。

(3) 事業連携

ア 在宅医療・介護連携

良い点・工夫している点

- 全センターで医療系職種等との多職種事例検討会や多職種連携研修会等に参加しており、在宅医療・介護の連携の取組に関わっている。
- 医療系サービスや医療系職種との連携に関しては、在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーターが設置している相談窓口にご相談し、対応している。

イ 認知症高齢者支援

良い点・工夫している点

- 認知症高齢者の見守り体制づくりのため、自治会や民生委員、地域住民とともに認知症高齢者への声掛け訓練を実施している。

改善すべき点

- 認知症初期集中支援チームの対象となり得る方について、家族等からの同意が得られず、チームの支援につながらない。チームのコーディネーターと連携し、対象者がチームの支援を受けられるよう検討していく必要がある。

2 平成30年度地域包括支援センターの事業評価の結果

ウ 生活支援体制整備

良い点・工夫している点

- 一部センターで、生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が集まるサロン等の集いの場の必要性を感じている地区に対し、集いの場を立ち上げる支援を行った。

改善すべき点

- 生活支援体制に関する地域の実態把握等が不十分であるため、市や生活支援コーディネーター等と連携し、生活支援体制に関する啓発や実態把握を行い、地区ごとに合わせた体制の整備を行っていく必要がある。

(4) 介護予防ケアマネジメント等の公平性・中立性

《センターが作成したケアプランにおける紹介率最高法人の割合》

	嵐北	嵐南	東	栄	下田	評価基準
訪問型サービス	38%	52%	34%	75%	81%	80%未満
通所型サービス	17%	20%	22%	29%	60%	80%未満
福祉用具貸与	42%	34%	31%	30%	29%	80%未満

《下田圏域の訪問型サービスで評価基準を超えている理由》

下田地区を訪問対象地区としている訪問介護事業所が5か所と少なく、その5か所も利用者の空きがないことがあるため、社会福祉協議会の訪問介護事業所に偏っている。地理的な問題によるもので、正当な理由での偏りであることが確認できた。

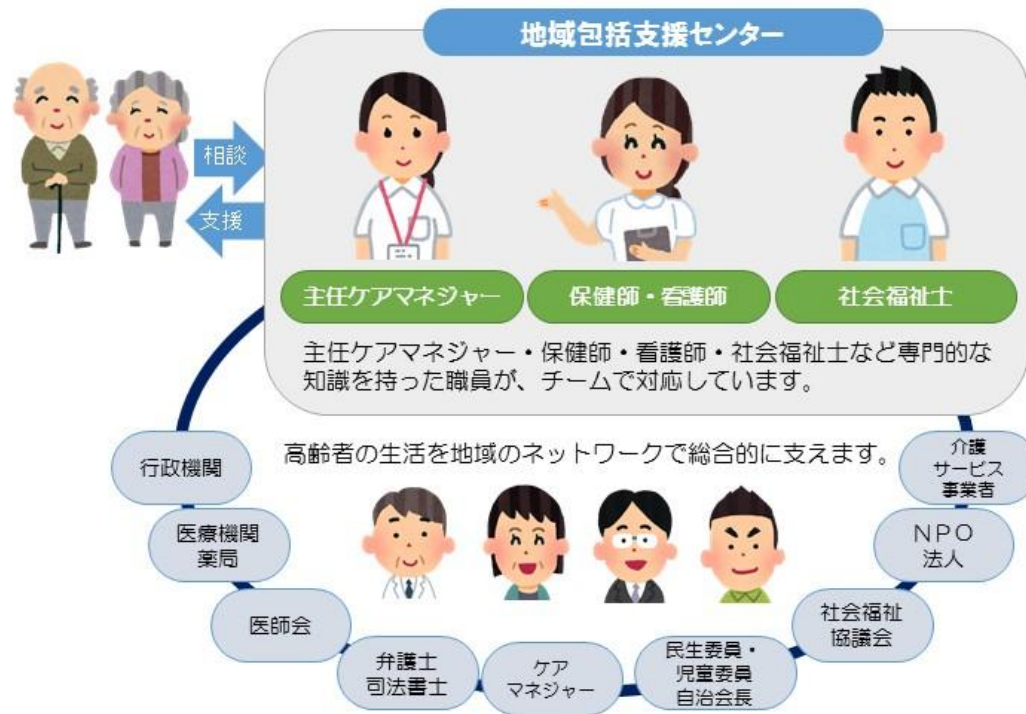
平成30年度 地域包括支援センターの 事業報告・収支決算について

三条市福祉保健部高齢介護課

1 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、地域にある様々な資源(保健・医療・福祉)などを活用し、多面的な支援を行うことを目的に設置している。

高齢者の困りごとの相談、介護予防や健康づくりの相談、介護に関する相談、高齢者虐待や消費者被害の防止など高齢者の権利を守るための相談など、様々な相談に応じる。



(平成31年3月末現在)

センター名	担当圏域	委託法人	職員数	高齢者数	要介護認定者数※
地域包括支援センター嵐北	第二・第三中学校区	県央福祉会	4人	7,191人	1,355人
地域包括支援センター嵐南	第一・本成寺中学校区	新潟県済生会	5人	8,913人	1,543人
地域包括支援センター東	第四・大崎・大島中学校区	県央福祉会	4人	8,161人	1,270人
地域包括支援センター栄	栄中学校区	さかえ福祉会	3人	3,376人	607人
地域包括支援センター下田	下田中学校区	三条市社会福祉協議会	3人	3,267人	562人

※要介護認定者数には、事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の方を含む。

2 平成30年度地域包括支援センター運営方針について

平成30年度の重点活動

1 適切な介護予防ケアマネジメントの実施

高齢者の自立支援に資する適切な介護予防ケアマネジメントとなるよう、市と協力し自立支援型個別ケア会議を実施する。

2 圏域単位の多職種連携の強化

在宅医療推進センターと連携し、個別ケア会議、圏域地域ケア会議を活用し、圏域内の多職種の顔の見える関係と日常的な相談・協働の関係づくりを促進する。

3 認知症の人とその家族に対する地域の支援体制の強化

認知症の人とその家族の支援策を協議するための地域住民を交えた個別ケア会議、圏域地域ケア会議又は地域に対する啓発を実施する。

4 地域の生活支援体制整備に向けた実態把握

日常業務の中で地域の生活支援に関するニーズや、担い手となり得る自治会役員、民生委員・児童委員、住民等の情報を把握し、市や社会福祉協議会に情報提供する。

「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に示す
地域包括ケアシステムの構築方針を踏まえ、次の9つの事業を実施

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護予防ケアマネジメントの実施
- (3) 総合相談支援業務の実施
- (4) 権利擁護業務の実施
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施
- (6) 地域ケア会議の実施
- (7) 在宅医療・介護連携の推進
- (8) 生活支援体制の構築
- (9) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

3 平成30年度地域包括支援センターの事業報告

(1) 介護予防の推進

平成30年度 運営方針

ア 地域住民への普及啓発

セカンドライフ応援ステーションと連携しながら集いの場の実態を把握し、参加者のニーズに合わせた介護予防の取組を啓発する。

イ 介護予防が必要な高齢者の把握

集いの場の実態や、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の情報を積極的に収集・把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

《平成30年度実施状況及び課題》

ア 地域住民への普及啓発

- ・ 集いの場からの依頼により、介護予防や認知症予防の啓発講座を実施した。一部の地区は継続的に受講をして知識を深めることができているが、一方で依頼がなく啓発に至らない地区もある。
- ・ 嵐北圏域では、認知症声掛け訓練を広めるため、認知症予防の講座で徘徊するケースの対応を啓発した。
- ・ セカンドライフ応援ステーションと連携した集いの場の実態把握は、余りできなかった。

イ 介護予防が必要な高齢者の把握

- ・ 栄圏域では、重点的に訪問する地域を決め、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行った。
- ・ 民生委員等の情報により心配な高齢者の実態把握は行ったが、栄圏域以外では重点的に地域を決めての実態把握はできなかった。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
介護予防啓発講座	(回)	4	6	4	6	7	3	3	6	2	2	20	23
認知症予防啓発講座	(回)	12	4	7	7	6	3	7	3	5	4	37	21

令和 元年度 の取組

- 依頼を受けた集いの場以外にも、法人の介護予防チームと連携しながらセンターから集いの場に声掛けし、啓発活動を実施する。(下田)
- 高齢者が集まる集いの場等でフレイルチェックを実施し、介護予防が必要な高齢者の把握を行う。

3 平成30年度地域包括支援センターの事業報告

(2) 介護予防ケアマネジメントの実施

平成30年度 運営方針

介護予防及び日常生活支援を目的として、本人の心身の状況や環境等の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

適切なアセスメントにより、利用者の状況を踏まえた生活目標を設定し、利用者が目標を理解した上で主体的にサービスを利用しその達成のために取り組んでいけるよう支援する。

生活の困りごとに対し、単にサービスを当てはめるだけではなく、利用者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、地域の資源を把握しながら、「活動」、「参加」の視点も踏まえて支援する。

《平成30年度実施状況及び課題》

- 本人、家族の意向を確認しながら、介護保険サービスだけではなく地域の社会資源についても情報提供し、自立支援に向けたケアマネジメントを行うよう努めている。
- 居宅介護支援事業所に委託したケースについては、ケアプランのチェックの実施やサービス担当者会議への同席等を行い、必要に応じて助言をし、自立支援に向けたケアマネジメントとなるよう支援した。
- 要支援認定者や事業対象者の数は増え続けており、介護予防ケアマネジメントの実施件数は平成29年度と比較して1,393件増加した。直営でケアマネジメントを行うことが困難な上、委託を引き受ける事業所も少ない状況である。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
介護予防ケアマネジメント実施件数	(件)	2,205	2,755	2,597	2,736	1,353	1,882	742	887	420	450	7,317	8,710
直営実施件数	(件)	674	699	1,139	791	474	724	548	586	190	229	3,025	3,029
委託実施件数	(件)	1,531	2,056	1,458	1,945	879	1,158	194	301	230	221	4,292	5,681

令和元年度の取組

- 自立支援型個別ケア会議を活用し、専門職（リハビリテーション専門職、薬剤師、栄養士、歯科衛生士）からの助言を参考に、利用者自身が目標とする生活に向かって取り組んでいけるよう、支援する手法を整理し、ケアマネジメントにおいて実践する。

3 平成30年度地域包括支援センターの事業報告

(3) 総合相談支援業務の実施

平成30年度 運営方針

地域包括支援センターが、高齢者の保健・医療・福祉・介護予防等の様々な相談窓口であることを住民に周知し、相談に対しては、職種の専門性を生かし、関係機関と連携しながら対応する。

地域における関係者とのネットワークを構築し、本人の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度の利用を支援したり、適切な関係機関につなげる等の支援を行う。

《平成30年度実施状況及び課題》

- 民生委員や自治会長の会議等に出向いたり、啓発講座等の機会を捉えて、地域包括支援センターの周知を行った。また、一部のセンターでは、高齢者が出向く医療機関、金融機関、スーパー等を訪問し、地域包括支援センターの周知を行った。
- 「8050」問題など複合的な課題や複雑化した課題を抱える相談ケースが増えている。困難なケース等は、それぞれの職種の専門性を生かして、職員間で相談しながら、適切なサービスや制度の利用を促したり、支援機関につないでいる。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
相談者実人数	(人)	2,288	2,307	2,368	2,246	1,459	1,861	1,550	1,659	1,180	1,282	8,845	9,355
相談延件数	(件)	4,893	4,576	7,213	6,689	4,327	4,061	4,166	4,044	2,306	1,743	22,905	21,113

《相談内容の内訳》

- サービスに関する相談 37.8%
- 介護予防ケアマネジメントに関する相談 10.5%
- 所得・家族生活に関する相談 1.2%
- 指定介護予防支援事業所としての相談 26.3%
- 医療に関する相談 8.0%
- 介護予防対象者の把握に関する相談 0.2%
- 介護・日常生活に関する相談 12.1%
- 権利擁護に関する相談 3.6%
- 苦情相談、その他 0.3%

令和 元年度 の取組

- 高齢者が集まる施設等に地域包括支援センターのチラシを設置するなど、地域住民への周知に努める。
- 高齢者本人だけでなく介護を行う家族等への支援や、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者とその世帯への支援などに対し、他の相談支援機関と連携して対応する。
- 相談対応に役立つ情報については支援機関と積極的に共有する。

3 平成30年度地域包括支援センターの事業報告

(4) 権利擁護業務の実施

平成30年度 運営方針

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

《平成30年度実施状況及び課題》

- ・ 成年後見制度の利用が必要な事例が増えており、相談・支援した件数は平成29年度の1.9倍であった。弁護士や司法書士等と連携し、市長申立ての手続き等の活用に協力した。
- ・ 警察やケアマネジャー等からの高齢者虐待の通報が増えており、相談・支援した件数は平成29年度の2.2倍であった。また、虐待のリスクがある事例についても、関係者と情報共有し、適宜、経過観察を行うなど、早期の発見に努めている。
- ・ 権利擁護に関する啓発は、ほとんど行えなかった。集いの場等での啓発を検討しているが、集いの場の高齢者は介護予防等の啓発のニーズが高いため、権利擁護の啓発につながらなかった。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
成年後見制度の相談・利用支援	(件)	36	34	5	22	21	35	3	37	10	15	75	143
老人福祉施設への措置入所相談	(件)	0	0	14	19	1	0	0	12	3	4	18	35
高齢者虐待の相談・養護者支援	(件)	124	166	137	235	31	169	5	79	1	11	298	660
困難事例の相談・支援	(件)	7	10	18	5	18	24	3	9	3	2	49	50
消費者被害の相談	(件)	3	3	4	3	1	0	0	2	1	0	9	8
権利擁護に関する啓発	(回)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

令和 元年度 の取組

- ケアマネジャーからの相談に対し、成年後見制度等が必要と思われる高齢者を適切に制度につなげるよう支援する。
- 高齢者虐待について、ケアマネジャーやサービス事業所等と連携し、疑いの段階で早期に通報することを周知していく。
- 権利擁護に関する啓発は、市民なんでも相談室でも行っていることから、連携して住民への制度の周知を促進する。また、「わたしの安心ノート」を活用し、老後の備えの意識付けを行う。

3 平成30年度地域包括支援センターの事業報告

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

平成30年度 運営方針

高齢者個々の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行う。

ケアマネジャーが抱える支援困難事例の相談に対し、地域住民や専門機関等と連携して具体的な支援方針を検討し、指導助言を行う。

介護支援専門員連絡会と連携し、事業所の枠を超えたケアマネジャー相互のネットワーク構築や事例検討会等を支援する。

《平成30年度実施状況及び課題》

- ケアマネジャーから困難事例の相談があった場合は、同行訪問して事例の共有を図ったり、個別ケア会議を開催して関係機関と課題解決に向けた検討を行い、支援した。また、サービス担当者会議等にも同席し、継続的に支援できるよう努めた。
- 事例検討会は、介護支援専門員連絡会が主となって開催しており、検討会への出席や事例提出の支援を行うなど、ケアマネジャーのネットワーク構築等の支援を行った。
- 栄圏域では、圏域内の居宅介護支援事業所や施設のケアマネジャー、サービス事業所、薬剤師等の多職種での事例検討会を実施し、顔の見える関係づくりにつなげた。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
サービス担当者会議開催支援	(件)	0	0	0	0	14	6	16	12	3	2	33	20
事例検討会の開催・開催支援	(件)	5	0	1	2	2	1	4	1	1	1	13	5
ケアマネジャーの困難事例の支援	(件)	22	26	90	51	65	158	25	144	0	2	202	381

令和 元年度 の取組

- 地域ケア会議や事例検討会等を通じて多職種の顔の見える関係づくりを推進し、日常的に相談や協働できる体制を構築する。
- 居宅介護支援事業所を訪問し、ケアマネジャーが抱える課題等を把握した上で相談に応じる体制を整える。ケアマネジャーの経験年数等を考慮した効果的な事例検討会を開催し、ケアマネジャー相互のネットワーク構築や相談しやすい関係づくりを進める。(嵐南)

3 平成30年度地域包括支援センターの事業報告

(6) 地域ケア会議の実施

平成30年度 運営方針

ア 個別ケア会議の実施

個々の高齢者の課題に対し、多職種が協働し、専門的な視点による効果的な支援策の検討により課題解決を支援するとともに、日頃から多職種が協働するためのネットワーク構築を図る。個別事例の検討の積み重ねにより、地域に不足する資源等、地域の課題を把握する。

イ 圏域地域ケア会議の実施

ネットワーク構築が必要な機関や関係者が、具体的に連携できるための顔の見える関係づくりを行う。地域課題を整理し、課題解決に向けた資源の調整や地域に必要な新たな資源の開発につなげる。

《平成30年度実施状況及び課題》

ア 個別ケア会議の実施

- ケアマネジャーが抱える困難事例を中心に個別ケア会議を開催した。検討内容に合わせ医師や医療相談員、薬剤師等の医療関係者や弁護士、障がい担当職員等の福祉関係者などの多職種を招集し、課題解決の検討を通じてネットワーク構築を図った。それぞれの事例で地域課題があるが、課題の整理には至らなかった。

イ 圏域地域ケア会議の実施

- 医療・福祉関係者や自治会、民生委員等の地域住民を招集し、圏域の地域課題に合わせた圏域地域ケア会議を開催した。課題解決に向けた検討を行ったが、地域に必要な新たな資源の開発までには至らなかった。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
個別ケア会議	(回)	3	3	5	2	2	7	6	5	2	1	18	18
圏域地域ケア会議	(回)	8	6	11	13	9	8	4	8	2	4	34	39

令和 元年度 の取組

- 個別ケア会議で多職種が検討を行うことで、顔の見える関係づくりを進め、日常支援での連携を強化する。
- これまでの個別ケア会議の内容を整理し、地域課題や不足する資源の把握を行う。
- 引き続き、地域課題に合わせたテーマで圏域地域ケア会議を開催し、地域での資源開発等の解決策を検討する。

3 平成30年度地域包括支援センターの事業報告

(7) 在宅医療・介護連携の推進

平成30年度 運営方針

在宅医療推進センターと連携しながら、多職種の協働による医療と介護が連携し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための調整を行う。

《平成30年度実施状況及び課題》

- 地域ケア会議に医療と介護の多職種や、在宅医療推進センターのコーディネーターから出席してもらい、医療・介護の連携体制の構築を進めた。

- 令和元年度の取組**
- 個別ケア会議等での個別事例の検討を通じ、多職種の役割の相互理解や日常の支援での協働につなげる。必要に応じ、医療関係者の招集について、在宅医療推進センターのコーディネーターに協力してもらう。
 - 在宅医療推進センターのコーディネーターと共に地域住民向けの啓発講座を実施する。

(8) 生活支援体制の構築支援

平成30年度 運営方針

地域の社会資源の実情や課題を把握し、地域ケア会議を活用して解決策を協議する。市、セカンドライフ応援ステーション、社会福祉協議会と連携しながら、地域の集いの場の立ち上げ等の住民主体の生活支援体制の構築を支援する。

《平成30年度実施状況及び課題》

- セカンドライフ応援ステーション等と連携し、一部地区で集いの場の立ち上げの支援を行った。また、市やセカンドライフ応援ステーション等と共に、モデル地区を決め、生活支援体制の構築に向けた地域住民との協議を重ねた。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
集いの場の実態把握・支援	(回)	25	2	2	0	1	0	0	5	0	0	28	7
その他の生活支援体制づくり	(回)	—	1	—	1	—	0	—	1	—	0	—	3

- 令和元年度の取組**
- 市、セカンドライフ応援ステーション等と共に、生活支援体制の必要性を啓発する地区や実際の体制づくりを重点的に取り組む地区を決め、各地区の体制構築を支援する。

3 平成30年度地域包括支援センターの事業報告

(9) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

平成30年度 運営方針

認知症地域支援推進員やキャラバン・メイト等と連携し、地域住民に対して認知症に関する普及啓発活動を行い、地域の見守り体制の構築に向けた取組を行う。

《平成30年度実施状況及び課題》

- 認知症地域支援推進員と連携し、各地区で認知症高齢者の見守り体制について地域住民に啓発を行い、認知症の徘徊模擬訓練を実施した。商店街等、一部地区では路上での声掛け訓練を実施した。
- 医療や介護サービスにつながらない事例など、地域包括支援センターだけでは対応に苦慮しているケースは、認知症初期集中支援チームにつないで支援した。チームにつなぎたいケースでも、家族の同意が得られない、本人の受入れが心配等の理由でつながらないケースもある。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計		
		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	
認知症高齢者見守り体制づくりの啓発	(回)	—	2	—	2	—	0	—	0	—	0	—	4	
認知症初期集中支援チーム	チーム員会議出席	(件)	6	5	7	4	6	4	2	7	6	2	27	22
	初期集中支援の訪問	(件)	4	11	5	5	1	14	3	7	2	0	15	37

令和元年度の取組

- 引き続き、認知症地域支援推進員と連携し、認知症高齢者の見守り体制の啓発や徘徊模擬訓練等を実施する。
- 地域ケア会議等でケアマネジャーや民生委員に初期集中支援チームの支援事例を伝えるなど、チームの周知を図る。

4 平成30年度地域包括支援センターの収支決算

(1) 収入

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
地域包括支援センター運営業務委託料	23,692,000	28,519,000	23,692,000	15,509,000	15,509,000	
介護予防ケアマネジメント委託料	12,254,600	11,863,100	8,332,600	3,971,400	1,987,700	
介護報酬	9,899,800	13,134,700	9,267,100	4,674,600	5,362,200	
利息配当金・雑収入	0	452	0	16,575	8,000	
収入合計	45,846,400	53,517,252	41,291,700	24,171,575	22,866,900	

(2) 支出

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
人件費	22,651,785	31,266,548	23,602,694	17,517,950	19,433,568	
物件費	18,883,157	22,528,310	15,003,353	6,612,381	5,029,313	
支出合計	41,534,942	53,794,858	38,606,047	24,130,331	24,462,881	

(3) 収支状況

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田
収入合計	45,846,400	53,517,252	41,291,700	24,171,575	22,866,900
支出合計	41,534,942	53,794,858	38,606,047	24,130,331	24,462,881
収入合計－支出合計	4,311,458	△277,606	2,685,653	41,244	△1,595,981

4 平成30年度地域包括支援センターの収支決算

【参考】支出（人件費）

（単位：円）

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
給料	12,270,480	18,760,026	12,883,500	11,259,277	12,108,991	
職員手当等	7,152,010	6,081,271	7,348,863	3,593,320	3,585,715	
共済費	179,000	980,386	134,500	283,065	1,219,020	
賃金	0	1,880,386	0	20,000	0	
法定福利費	3,050,295	3,564,479	3,235,831	2,362,288	2,519,842	
人件費合計	22,651,785	31,266,548	23,602,694	17,517,950	19,433,568	

【参考】職員数

	嵐北	嵐南	東	栄	下田
専門職	4人	5人	4人	3人	3人
事務職	0人	1人	0人	0人	0人
プランナー	1人	1人	1人	1人	1人
合計	5人	7人	5人	4人	4人

4 平成30年度地域包括支援センターの収支決算

【参考】支出（物件費）

（単位：円）

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
旅費	272	256,984	2,900	0	38,300	交通費、宿泊費
需用費	358,479	2,688,305	530,565	1,380,350	328,393	
消耗品費	62,938	683,033	152,989	77,148	52,363	事務用品等
燃料費	115,326	322,968	362,934	116,494	96,629	ガソリン等
印刷製本費	0	30,000	0	175,921	0	封筒等
光熱水費	164,671	363,020	13,595	885,247	179,401	
修繕料	15,544	1,289,284	1,047	125,540	0	自動車、エアコン等修理
福利厚生費	95,967	251,791	78,184	86,808	31,763	健康診断等
役務費	583,467	918,243	567,626	439,897	565,297	
通信運搬費	328,457	466,366	276,428	280,007	270,067	電話料金、郵送料等
広告料	1,620	137,463	1,632	8,627	0	広報誌等
手数料	4,199	89,728	1,472	18,792	0	振込手数料等
保険料	249,191	155,117	288,094	132,471	128,910	自動車保険、火災保険等
その他	0	69,569	0	0	166,320	会議費、保守料
委託料	16,577,165	17,454,146	12,781,152	4,025,592	3,868,171	
居宅介護事業所への委託	16,232,845	17,446,370	12,451,855	3,604,760	3,842,455	
その他の委託	344,320	7,776	329,297	420,832	25,716	清掃業務等
使用料及び賃借料	502,995	917,141	297,576	573,243	139,968	パソコン、システム等リース
備品購入費	50,609	0	0	0	0	空調設備
負担金	680,589	0	699,555	106,491	23,000	研修受講料、協議会費等
租税公課	33,614	41,700	45,795	0	34,421	消費税、自動車税
物件費合計	18,883,157	22,528,310	15,003,353	6,612,381	5,029,313	